

建設工事共同企業体運用基準第 3 条、第 6 条、第 10 条、第 12 条についての取扱

31 板総契第 270 号の 2
令和 2 年 2 月 13 日
総務部長決定

- 1 建設工事共同企業体運用基準第 3 条に規定する共同企業体に対して工事の施工を発注できる工事の規模は、別表 1 のとおりとする。ただし、工事の規模・性格等により、特に必要と認められる場合は、別表 1 に規定する工事に該当しない工事の施工を共同企業体に対して発注することができる。
- 2 建設工事共同企業体運用基準第 6 条に規定する共同企業体の構成員の数は、発注工事の規模が設計金額 10 億円未満の場合は 2 社とし、10 億円以上の場合は 3 社とする。ただし、工事の規模・性格等により、特に必要と認められる場合は、2 社から 5 社までの範囲で発注工事ごとに定めることができる。
- 3 建設工事共同企業体運用基準第 10 条に規定する共同企業体の構成員の出資比率の最小限度は、別表 2 のとおりとする。ただし、工事の規模・性格等により、特に必要と認められる場合は、発注工事ごとに定めることができる。
- 4 建設工事共同企業体運用基準第 12 条に規定する申請書等の様式は、入札参加資格確認申請書（別記様式第 1 号）、同種工事の施工実績（別記様式第 2 号）、監理技術者（主任技術者）の資格及び工事経験（別記様式第 3 号）、建設工事企業体協定書（別記様式第 4 号）及び委任状（別記様式第 5 号、別記様式第 6 号）とする。

付 則

この取扱は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。

付 則

この取扱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

工事種別	工事規模
土木工事	180,000 千円 以上
建築工事	300,000 千円 以上
設備工事	180,000 千円 以上
その他工事	180,000 千円 以上

別表 2

構成員数	最小限度
2 社	30 %以上
3 社	20 %以上
4 社	15 %以上
5 社	10 %以上

建設工事共同請負入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

東京都板橋区長 様

建設共同企業体

代表構成員

住所

商号又は名称

代表者氏名

格付

—

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 位構成員

住所

商号又は名称

代表者氏名

格付

—

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 付けで入札公告のありました「(件名)」の競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札公告記 に定める施工実績を記載した書面
2. 入札公告記 に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
3. 入札公告記 に定める特定建設業の許可月日及び許可番号
4. 建設共同企業体協定書
5. 委任状（代理人用及び企業体用）

様式第2号

同種工事の施工実績

代表構成員会社名

建設業の許可 月日及び許可番号		国土交通大臣 特 第 号	
		東京都知事 許可月日 年 月 日	
項目 / 番号		1	2
工事名称等	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態等		
工事概要等	規模・寸法		
	構造形式		
	備考		

※ 公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できるよう具体的に記載してください。契約書の写しを添付してください。

様式第2号

同種工事の施工実績

第 位構成員会社名

項目／番号		1	2
工事名称等	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態等		
工事概要等	規模・寸法		
	構造形式		
	備考		

※公告において明示した当該工事と同種の工事の施工実績についての的確に判断できるよう具体的に記載してください。契約書の写しを添付してください。

様式第3号

監理技術者の資格及び工事経験

代表構成員会社名

項目 / 氏名		
最終学歴		
法令による免許		<p>級 施工管理技士</p> <p>監理技術者資格(取得年及び登録番号)</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>※その他の資格を記載</p>
工事概要	工事名	
	発注機関	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	監理技術者
工事内容	規模・寸法	
	構造形式	
	使用器材・数量	

※工事経験として、最高工事高の概要を記載してください。

※監理技術者資格者証の写しを添付してください。 年 月 日以降に交付された監理技術者資格者証の場合は、過去5年以内の監理技術者講習修了証の写しもあわせて添付してください。

様式第3号

主任技術者の資格及び工事経験

第 位構成員会社名

項目 / 氏名		
最終学歴		
法令による免許		級 施工管理技士 指定建設業主任技術者又は(及び)監理技術者資格 第 号 年 月 日(取得年及び登録番号) ※その他の資格を記載
工事概要	工事名	/
	発注機関	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
工事内容	規模・寸法	/
	構造形式	
	使用器材・数量	

※主任技術者の資格を確認できる証明書等の写しを添付してください。

建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、東京都板橋区が発注する「(件名)」(以下「工事」という。)を共同連帯して請け負うことを目的とする。

2 前項で定める工事に関連する工事を東京都板橋区から受注したときは、前項の工事件名を読み替えて本協定書の協定内容を適用する。

(関連工事名)

(名称)

第2条 当企業体は、「()」(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を「()」に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和()年()月()日に成立し、工事の請負契約の履行後()箇月を経過した後に解散する。

2 前項の解散の時期は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 工事を請け負うことができなかった場合は、工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(住所)
(名称)

(住所)
(名称)

(代表者の氏名)

第6条 当企業体は、「()」を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む)の請求、領収及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

(構成員名称) %

- (構成員名称) %
- 2 工事について発注者と契約内容の変更増減があっても前項に定める構成員の出資の割合はかわらないものとする。
 - 3 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、「 」とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事の竣功において決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に定める出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第 8 条に定める出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
 - 3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に定める出資の割合に加えた割合とする。
 - 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
 - 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、工事に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外1社は前記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を2通作成し、それぞれに構成員が記名捺印のうえ各自所持するものとする。

令和 年 月 日

{ 所在地
名称 印
代表者氏名

{ 所在地
名称 印
代表者氏名

委任状

令和 年 月 日

東京都板橋区長 様

建設共同企業体

代表者	}	所在地	
構成員		名称	
		代表者氏名	印

第2位	}	所在地	
構成員		名称	
		代表者氏名	印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、

_____ 工事に
係る

東京都板橋区との契約について、次の権限を委任します。

受任者	}	所在地	
		名称	
		代表者氏名	印

委任事項

- 見積り及び入札について
- 保証金または保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 支払い金の請求及び領収について
- 支払い期日のきた利札の請求及び領収について

委任状

令和 年 月 日

東京都板橋区長 様

委任者 { 所在地
名称
代表者氏名 } 印

私は、下記の者を代理人と定め、東京都板橋区が発注する、
(工事件名) に

係る

次の権限を委任します。

受任者 { 所在地
名称
代表者氏名 } 印

委任事項

1. 共同企業体の構成員の資格確認申請について
2. 共同企業体の組織及び協定締結について
3. 契約に関すること
4. 見積り及び入札について
5. 支払い金の請求及び領収について